

令和6年度第2回静岡県行政経営推進委員会

令和6年12月19日

【司会】

少し早いですが、皆さんお揃いいただきましたので、ただいまから令和6年度第2回静岡県行政経営委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は金川委員と平澤委員がウェブ会議システムでのご参加となっております。

では、注意事項から説明させていただきます。本委員会は公開としていまして、会議録を皆様に御確認いただいた後に公開いたします。

続きまして、ウェブ会議による出席につきまして御案内申し上げます。御自身が発言される場合以外は音声をミュートにしてください。また、事務局が説明している時間帯ではカメラ機能をオフにさせていただいて構いませんが、審議の場面ではカメラ機能をオンにさせていただきたくお願いいたします。その他御意見がある場合には、カメラ機能をオンにしまして、挙手により委員長及び事務局にお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。ここからは、佐藤委員長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】

皆様、こんにちは。本日も皆様の御協力によりまして、議事が円滑に進められるように努めますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。議事の1のファシリティマネジメントの推進について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願い致します。

【事務局】

資産経営課長の竹田でございます。座って御説明させていただきます。

まず、ファシリティマネジメントの推進についてでございます。6ページを御覧ください。本県が所有する県有施設の総延べ床面積は、令和5年度末で383.6万平米です。施設類型別に見た場合、教育施設が39.1%、県営住宅が24.3%で、この二つで全体の6割強を占めております。

7ページを御覧ください。こちらのグラフは、本県の県有施設の総延べ床面積が、他県

と比較した場合、どのくらいの位置であるかということを示したものです。住民1人当たりの総延べ床面積で他県と比較した場合は、本県は少ないほうから4番目になります。

続きまして、県有施設を取り巻く課題を説明いたします。8ページを御覧ください。県有施設を取り巻く1つ目の課題は、県有施設の老朽化です。延べ床面積に対する、一般的に老朽化とされる築30年以上の県有施設の割合は、令和5年度末で65.8%になっております。

9ページを御覧ください。県有施設を取り巻く2つ目の課題は人口減少でございます。県有施設は、人口増加や高度経済成長等の社会的、経済的な変化に対応するため、これまでは整備されてきました。既に人口減少にトレンドが転じ、今後も減少傾向が一層進展していく中、県有施設の総量を見直していく必要があります。

続いて、3つ目の課題は物価高騰です。人件費の高騰や燃料費の高騰、これら物価高騰が、施設管理業務、清掃業務などのような庁舎管理業務、庁舎の光熱水費にも影響を及ぼしております。また、建設費も、平成29年度以降、上昇傾向にあり、修繕工事を含めた県有施設の工事に影響を及ぼしています。このため、PPP/PFIといった民間資金を活用する事業手法の活用やネーミングライツ、低・未利用財産の活用による歳入の確保が必要だと考えております。

10ページを御覧ください。これらの課題に対応するため、県では、現在、総量適正化、長寿命化、最適化、有効活用の4つの柱とする第2期公共施設等管理計画の策定を進めております。これらの4本柱のうち、総量適正化、有効活用を、今回、論点とさせていただいて、皆様から御意見を伺いたいと考えております。なお、総量適正化という言葉でございますけれども、人口減少ですとか少子高齢化、財政状況の変化などの要因に対応しながら必要な行政サービスを提供するために、公共施設の数や規模を適正に保つこととしております。

11ページを御覧ください。第1期総合管理計画の取組結果として、延べ床面積の削減は進んでいますけれども、人口減少や物価高騰等、社会の状況が大きく変化する中で、ファシリティマネジメントの取組を加速するには、第2期において、総量適正化と有効活用の取組を強化することが県有施設の延べ床面積の減少と収入の増大に寄与すると考えました。

12ページを御覧ください。総量適正化については、これまで建物、すなわちハード面に着目した取組を実施してきました。しかしながら、人口減少ですとか財政状況等を踏まえ、施設の見直し、縮減等も視野に入れた県有施設の総量適正化が急務になっております。そのため、ソフト面、行政サービスなどの見直しによるさらなる総量適正化が必要であると考えております。

13ページを御覧ください。1つ目の論点としまして、総量適正化に関して皆様に御議論をいただきたいのが、行政サービスの見直しによる総量適正化に取り組むに当たって、県が持つべき視点です。県は表のような視点で行政サービスを評価し、総量適正化に取り組んでいこうと考えています。県民サービスの水準を維持したまま総量適正化を進めるために、さらにどのような点に考慮しながら取り組む必要があるか、御議論をお願いいたします。と思っております。

次に、14ページを御覧ください。有効活用について、これまで本県が取り組んできた事例でございます。これまで県では、事例にありますような低利用ですとか未利用財産の利活用やネーミングライツなどによる歳入確保、あと、続きます、15ページにありますP P P / P F I といった民間ノウハウの活用による県有資産の付加価値と魅力向上に取り組んでまいりました。

16ページを御覧ください。2つ目の論点として、有効活用に関し皆様に御議論いただきたいのが、施設の有効活用の方策でございます。先ほど、今、簡単に御説明した事例ですが、これまで取組が抱える課題やそれ以外に県が導入を検討すべき県有施設の利活用による歳入確保など、もしこれ以外にアイデア等ございましたらいただきたいと考えております。

17ページから19ページまでは参考資料となりますので、御議論のほどよろしく御願いたしたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤委員長】

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして、各委員より御意見、御質問をお願いしたいと思います。時間の都合、お一人5分程度でお願いします。最初に大坪先生、よろしいでしょうか。

【大坪顧問】

最近、水道の水が濁るということで、下水道や水道などのインフラにおけるファシリテイマネジメントが問題になっています。これは本当に早急に取り組むべきテーマだと思いますが、実際問題として、行政は不要なものから手を引き、本当に必要なものに集中するという、当たり前のことを考えていかなければなりません。

実は、一つ良い例がありますので、ご紹介したいと思います。それは、私が理事長を務めるファルマバレーセンターです。ファルマバレーセンターは、旧長泉高校の校舎を活用し、新しい産業に取り組み、年間売上高はおおよそ300億円に達しています。これは非常に

良いアイデアの源泉だと思います。古いファシリティを新しいものに、特に産業興しに活用するのが良いのではないのでしょうか。

今、県の次の大きな課題は、新しい産業を創出し、付加価値を向上させることです。そして、税収を増加させることです。古いファシリティの活用ができれば、呼び水として非常に有効です。また、移転によって、新しい土地活用が他の地域でも起こります。

だから、総合的にどのように進めるか考えると良いでしょう。小学校や中学校が余っているのは、人口が減少しているからです。人口が減少する理由は、良い雇用の場がないからです。ですので、余った学校などに、新しい産業や企業や企業の誘致、スタートアップの促進などにより、雇用を生み出し、新しいインフラを活用することができます。場合によっては、そのようにもう一度作り直せば、新しい診療所や地域で不足している病院を設立することも可能になるかもしれません。

ファシリティマネジメントは、そういった施設を前向きに活用できる良いチャンスだと思います。さまざまな観点からアイデアを出してみると良いでしょう。

以上です。

【佐藤委員長】

示唆に富むお話、ありがとうございました。それでは、次に小野委員、よろしいでしょうか。

【小野委員長代理】

ファシリティマネジメントについては、前回の委員会でも少し触れましたが、日本全体が課題先進国ということで、3つの柱があります。まず1つ目は人口減少です。少子高齢化が進む中で、高齢者が増加する一方で、子供の数が減少しています。

これは、民間企業の視点から見ると、消費者の数が減り、加えて労働力も減少することを意味します。生産人口が減ることで人手不足が深刻化し、生産性の向上が求められます。県の資料にもあるように、人口が増加しているときの拡大均衡とは異なり、人口減少時には縮小均衡を図る必要があります。高度経済成長期の日本は、事業所の増加に伴い雇用が増え、個々の収入も上昇するという拡大均衡のシナリオがありました。しかし、人口減少に転じると、縮小均衡を図らなければ維持均衡は望めません。民間企業も売上や営業を確保するために努力していますが、人口は確実に減少すると予測されています。移民政策のような対策がない限り、人口は増えません。

このような状況を考慮し、ファシリティマネジメントにどのように取り組むべきかが重要です。現在の良好な状況がいつまでも続くとは限りません。計画的にエグジット（終了）

を見据え、終わりがけの施設や老朽化が進んだ施設については、ちょうど良い終了時期を見極めることが必要です。

建物を新たに建て替えたとしても、若者の数が減少する時代にその建物が役に立つのか、収支バランスを保つことができるかが重要です。

柱の2つ目は、自然災害リスクで、これは施設の老朽化にも関連します。この地域では地震が予測されています。橋や道路などのインフラを含め、強靱化するべき箇所には資金を投入する、それ以外の箇所についてはこうする、といった総合的な計画があれば静岡県は大体の支出の目処を数年にわたって計画できると思います。

3つ目は地政学リスクです。最近のウクライナ情勢や、今後予想されるアメリカと中国の関係などによって、原油価格の上昇、電気代の増加などが起こる可能性があります。このリスクについては、県としてコントロールしようがないため、人口減少と自然災害リスクに基軸を置いて、計画を立てれば良いと思います。

静岡県には2つの政令市があり、国と直接のパイプがあります。県が包括的に対応する必要がない部分もあるため、うまく整理し、県民のために未来を見据えた計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

【佐藤委員長】

どうもありがとうございました。それでは、次に金川委員、お願いいたします。

【金川委員】

ファシリティマネジメントに関しては、計画を策定して進めていくことで、第2期の総合管理計画も策定されています。人口減少に関しては地域によってばらつきがありますが、日本全体で見ると、日本人だけで約80万人が減少しています。外国人のプラスは約25万人となっており、差し引くと約55万人の減少となります。外国人の社会移動が人口減少をやや緩和している状況です。

ただし、外国人に関しては、日本政府は移民ではないとしていますが、国際的基準では日本は既に移民大国と言えます。ただし、人口減少を食い止めるために余りにも多くの外国人を受け入れると、これは他国においても見られるように、でも苦しんでいる問題でもあります。社会的な混乱を引き起こす可能性があります。人口問題研究所も外国人比率は将来的に10%程度まで上昇すると予想していますが、人口減少は統計においていずれにせよ将来的にも続くと言われており、いずれにしても、ファシリティマネジメントが必要となってきます。

その際、学校の統廃合などは、やはり注意が必要です。学校は全体の施設数に対して大きな割合を占めていますが、人口が半減したからといって、単純に学校を半減させることはできません。通学や子どもの人権の問題もあり、ドライに仕分けることはできないところがあります。施設の統廃合に関しては住民との丁寧な合意形成が必要です。

次に、民営化の手法として挙げられるPPPやPFIについてです。PFIには様々な種類があり、行政側の初期投資が少なくなるというメリットがありますが、注意すべきポイントもあります。

まず、リスクが一定程度存在するということであり、破綻事例が全国でいくつか見られています。次に、契約内容が非常に複雑となり、行政が建物を直接建物を建てて直営や運営委託するよりも、PFIの方が最終的な支払い額が高額となる可能性があります。民間企業が建設するため、金利も考慮すると、県が県債を発行して建設し、運営を民間に委託する方が安上がりになる場合もあります。また、行政側にPFIやファシリティマネジメント全体の契約に対応できる人材が不足していると、複雑な仕組みに対応できません。そのため、そうした人材の育成が必要です。

以上、2点について述べました。1つ目は施設の統廃合に関して住民との丁寧な合意形成が必要であるということ、2つ目はPFIを初めとする民営化のPFIの手法やリスクに関する注意点です。以上です。

【佐藤委員長】

どうもありがとうございました。それでは、次に鈴木委員、よろしいですか。

【鈴木委員】

よろしく申し上げます。御説明ありがとうございました。論点を示していただいたおかげで考えやすかったです。私も全く専門外のところもありますので、的外れな点があれば申し訳ありませんが、いくつか思ったことをお伝えできればと思います。

まず、論点1に関係する点ですが、令和31年までに施設総量を15%減らすという目標が現在あります。それを次の計画で見直すとはありますが、どのような方向で見直すのかという点について、聞き漏れがあったら申し訳ないのですが、削減目標が増えるのか減るのか、素朴な疑問がありました。後ほど伺いできればと思います。これは質問です。

次に、人口減少や県の仕事の整理については、当然考えられていると思いますが、維持管理にも人が必要であり、そこにもコストがかかると思います。令和31年度頃の県の組織全体の規模がどうなっているのかという点についても考える必要があると感じました。組織の規模と仕事の量は無関係ではないと思いますので、今の時点では明確に言うのは難し

いかかもしれませんが、イメージしておくことは必要なのではと思いました。

県の組織の規模感に応じてできる仕事の範囲も変わってくると思います。その際、どの程度の施設が必要なのかという考え方もあるかと思い、必要なのではと思いました。

低未利用資産の活用についてもお話がありましたが、県が貸し出して収入を得るという考え方が書かれています。しかし、逆に県が借りて運営することで十分な場合もあるのではないかとも思いました。貸し出して収入を得ることが、施設の維持や運営費、さらには将来的に施設を閉じる際の費用に対して有効な収入となるかどうかを考える必要があります。一時的に収入が入っても、全体の費用から見て少ない場合、その取り組みの意義が薄れる可能性があります。県が必要な仕事を他の施設を借りて行うという発想も必要ではないかと感じました。

私からは以上です。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。何点か質問がありましたので、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

まず1点目、削減目標についてですが、現在の15%削減という計画は、例えば県営住宅や学校など、それぞれの施設の削減計画に基づいて積み上げられたものです。この積み上げに基づいて、今の15%という計画が策定されています。

今回の計画では、もう少し客観的に静岡県が日本全体の中でどのくらいの位置にあるべきかを考慮し、その上で県有資産の適正な保有量を決定することを考えています。したがって、削減目標が増えるのか減るのかは現時点ではお伝えできませんが、その観点で目標数値を設定する予定です。

次に、貸し出している施設についてお話がありましたが、例えば富士の総合庁舎の例があります。そこのワンフロアが空いてしまい、何も使用しなければ管理費だけがかかってしまうため、そのスペースを貸し出すという判断をしました。

次に、維持管理に関する組織の人員についてのご指摘、ありがとうございます。まさにその通りで、県でも現状の建物の管理についていくつかの課題を認識しています。例えば、個別の美術館やミュージアムなどの施設は事務職員が管理していますが、大規模な施設では機械や電気などの専門的な技術を持った職員が必要です。事務職員も一定程度、技術的な勉強をしながら管理していますが、現状では、この先、行き届いた管理を続けることは難しくなってくると感じています。また、技術職員の採用が民間を含めて厳しい状況にあ

るため、県の維持管理体制をどこまで維持できるかという課題感を持っています。

他県や市町の例を見ると、包括管理委託という方法で、市の全ての施設を一括して民間に委託し、日常的な点検などを行ってもらい取り組みがあります。委託に係るコストが必要ですが、一方で人件費はかかりません。静岡県の広い圏域では全てを一括して委託するのは難しいかもしれませんが、地区ごとに同様の取り組みが可能ではないかと考えています。今後、そのような方法も検討していきたいと思えます。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。それでは、次に平澤委員、よろしくお願いします。

【平澤委員】

ファシリティマネジメントは非常に大きなテーマだと感じています。正直に言って、この話題に対して意見を述べられるほどの知識があれば、知事になれるのではないかと思うほどです。そのため、私が意見を述べるのは難しい部分もありますが、いくつか思ったことをお伝えさせていただきます。

まず、私が住んでいる浜松市では、現知事の鈴木康友さんがファシリティマネジメントに力を入れて取り組んでこられました。市政の健全化に大きく貢献してくださり、評価されていると聞いています。ただ、NPOを運営し、社会的弱者の側で活動している者の目線から見ると、強引に進められた部分もあり、住民の幸福度が下がったと感じる方も多かったと感じます。

浜松市では「1市1制度」という方針のもと、私が住む水窪町（人口約1,600人）も、何十万人もいる中区も、同じ制度で運営されました。結果として、多くの地域で不便が生まれました。例えば、何キロ以内に体育施設は1つで十分というようなやり方が進められると、不便を強いられる地域が出てきます。数値目標は分かりやすいですが、目標を追うことに固執しすぎると、住民の幸福度が下がる可能性があります。

今日の話の中で、統合やソフト面での工夫によって施設を長持ちさせるという点が含まれていたため、少し安心しました。しかし、削減目標ばかりに追われると、行政職員の一番の役割である住民の幸福度を上げることが疎かになるかもしれません。対象となる施設がある市町の住民と丁寧に対話をし、無理のないように進めていただきたいです。

また、デジタル推進という議題も一昨年に上がっていました。県職員の中でもデジタル推進が進んだと思いますので、デジタル技術を活用して少ない人数で効率的に運営し、無くしては困るところは無くさないよう工夫していただくとありがたいです。

住民サイドからのお願いとして、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。貴重な御意見、ありがとうございました。それでは、次に山田委員、よろしいでしょうか。

【山田委員】

意見を述べさせていただきます。今回の意見は、議論1、2に関するものということでよろしいでしょうか。

県が持っている資産のファシリティの総量や施設一覧がないため、具体的な意見を述べるのが難しい部分もありますが、総論として意見を述べさせていただきます。県民サービスの総量適正化を図ることは、県民サービスを犠牲にせずに達成するのは難しいのではないかと思います。やはり、県民サービスを犠牲にして総量適正化を図っていくのではと思いますので、県としてのプライマリーバランスをどうするかにかかってくると思います。

県民サービスと総量適正化を一致させるためには、単純ではありますが、資産を売却し、その資金を例えば交通事業者に投資して、バスの運行を増やすなどの方が県民サービスの充実につながるのではないかと思います。

また、どのような施設があるかは分かりませんが、撤退条件を明確にすべきだと思います。我々の企業でも、工場や事業が赤字になったりうまくいかなかったりした場合、ここまで来たらやめようという撤退条件を決めてスタートします。そうしないと、やめるタイミングを逃してしまいます。県の場合、県民サービスをどこまでするかという線引きが難しいと思いますが、個々の施設ではなく、トータルの施設での収支バランスを見極め、撤退条件を考えておくことが重要だと思います。

県有施設に関しては、使えるものと使えないものがありますが、予算の問題もあります。例えば、民間に開放するとしても、広告宣伝など色々なことをしないと民間企業は入ってきません。そういった部分を専門家に任せ、予算をつけて取り組むのも一つの方法だと思います。

資料の最後に示されている施設には、外国人や県外の人を取り込める施設もあると思います。県内外の人々を取り込むために、行政だけでなく民間の知恵も活用し、予算をつけながら改善を進めることが良いのではないかと思います。

以上です。

【佐藤委員長】

どうもありがとうございました。撤退条件の明確化とか施設の予算の問題等もありましたが、事務局からコメントがあればお願いします。

【事務局】

撤退条件の明確化については、確かに私たちもその点でうまく説明できずに検討中です。撤退条件という言葉そのものではないにせよ、何らかの基準を設ける必要があると考えております。

また、予算の話についてですが、民間活用に関しては、現在のファシリティマネジメントの予算はありますが、積極的に民間に貸し出すための広告宣伝などの取り組みは今のところ行っておりません。

以上でございます。

【佐藤委員長】

それでは、吉村委員、お願いします。

【吉村委員】

民間における公認会計士という立場からお話しさせていただきます。

先ほど撤退条件の話がありましたが、私は民間の会計のルールについて専門にしていますので、その観点から申し上げます。会計において資産とは、将来の収益を期待できる権利のようなものであり、逆に言うと、将来の収益が期待できないものは資産性がないと判断されます。その場合、会計では減損損失という制度が適用されます。

具体的には、例えば店舗を資産として持っていた場合、その店舗を閉めて遊休資産になる、店舗の調子が悪くて赤字になる、商店街全体の地価が下がるなどの減損の兆候を認識すると、資産の将来的な価値を算定し、その価値が購入価値よりも低い場合、その差額を減損損失として計上することが、会計的にルールとして担保されています。

担保はされていますが、企業の経営者はこうした状況が起こる前に、または起こった際にも事前にそのような状況を考慮していて、スクラップ・アンド・ビルドを行い、条件の良い場所に移転するなどの対策を講じています。

企業の場合、制度的に担保はされていますが、経営者がリーダーシップを持って判断するということです。企業の場合、収益という明確な指標があるため、判断がスピーディーに行われます。

一方、行政の場合は収益だけを指標とするわけにはいかず、県民サービスも考慮しなければならないため、判断が複雑で先延ばしになってしまうところがあるのかと思います。

しかし、山田委員もおっしゃっていましたが、「誰一人取り残さない」という理念は崇高ですが、ファシリティマネジメントにおいて全ての人を取り残さずに進めるのは難しいと感じます。

将来の人口減少は予算の減少を意味します。予算が減少する中でどのように配分するかを考えると、まず現在生きている人々のために使う部分が優先されます。したがって、資産の維持にかかる費用をなるべく削減する必要があるという問題意識からファシリティマネジメントが始まるかと思うので、限られた予算を踏まえ、最適な総量を計算していくことになるかと思います。

取り組みの中で4つの柱がありましたが、今回は総量の話と有効利用の話がありました。これを総合すると、まず総量を削減することが前提となります。これは残すべきものは残すという意味です。例えば、5階建ての団地で3階までは埋まっているけど4階、5階の部分が空いている場合だったら、3階までの部分を残し、空いている4階、5階をどう有効活用するのかという話です。

順序としては、まず資産の総量を削減し、その後で空いている部分を有効活用するということになります。このプロセスには、トップである知事や関連部署をまとめるリーダーシップが重要です。リーダーシップを発揮し、総量削減を実行した上で、個別の資産について有効利用を進めるという優先順位になってくるかと思います。

総量削減において、誰も取り残してはいけないという理念は理想的ですが、取り残される人々に対しては感情的には納得しにくいかもしれませんが、予算が限られていることを理解してもらう必要があります。そのため、丁寧な対応とフォローが必要です。

行政としては、担当者が2年や3年で交代するため、長期的なフォローが難しいかもしれません。しかし、バツサリと資産を削減する一方で、フォローをしっかりと行うことがファシリティマネジメントの重要な側面だと思います。

続いて、資産の有効活用についてお話しします。例えば、先ほど団地の話をしましたが、5階建ての団地で、4階と5階の部屋が空いている場合、この団地にエレベーターがないと、階段で上ることが難しいため、高齢者はこれら空き部屋を利用することができず、結果として空室が増えるという状況が生じます。このような空室をいかに有効活用するかが課題です。

例えば、住宅として使うという縦割りの考え方を超えて、別の用途に転用することも考えられます。荒唐無稽かもしれませんが、例えば図書館の一部として使用することもできるかもしれません。図書館の機能は、本の貸し出しや研究、調査などさまざまですが、団地の空き部屋に絵本を並べて、子供の読み聞かせの部屋として使うことも考えられます。

大きな図書館を1か所に造るよりも、地域のニーズに応じた利便性の高いアイデアになるかもしれません。

これはあくまでも一例ですが、部署をまたぐような使い方も、県民のニーズがあれば、進めても良いのではないかと思います。ファシリティマネジメントにおいては、部署をまたいだリーダーシップが求められていると考えます。

以上です。

【佐藤委員長】

どうもありがとうございました。

委員の皆様から多面的な角度から御意見を伺いました。ありがとうございました。

最後に、事務局に指定された論点についての意見を述べます。

最初の総量の適正化、論点1についてですが、施設の総量を減らすと書かれています。そもそも適正な数量の基準や物差しはどこに置くべきかについては、意見を伺いましたが、なお議論の余地があると思います。行政経営の視点から言うと、これは戦略的な縮小施策だと考えています。単に減らすのではなく、戦略的に縮小をどう進めるかということだと思います。

供給において戦略的な縮小を進めること、それとともに、コストの抑制と質の確保・向上を図ることが肝要です。クオリティにはハード、ソフトの側面がありますが、これらをどのように向上させるかが重要です。特に、ライフサイクルコストの縮減、安全安心（防災、セキュリティ）、環境・エネルギー対策、デジタル技術の利活用等に留意すべきです。

吉村委員からも指摘がありましたが、こうしたことを効果的・効率的に進めるためには、選択と集中、集約と連携が重要です。全体最適と縦割りを排した組織横断的な視点に立った体制づくりが不可欠だと感じます。

それに関連し、保有の最適化についてです。ここには記載されていませんが、新規の施設設置の問題もあります。静岡県は東西に広いため、地域ごとのニーズが異なり、政治的な判断が必要だと思いますが、新しいニーズに対応した施設の要求が今後も出てくるでしょう。

新しい施設の設置や取得に関して、どのようにチェックし抑制するかについて、担当部署だけでなく、ファシリティマネジメントの担当部門が積極的に関与できる仕組みづくりも考えておく必要があるのではないのでしょうか。

次に、論点2の有効活用について意見を述べます。施設で収入を確保するということだ

と思いますが、基本的には公共施設のパフォーマンスをいかに上げるかが重要です。そのためには、官民協働や連携を通して、公共施設のパフォーマンスを効果的に発揮させることを基本的に考えるべきです。民間にできることは民間に任せるという行政のアウトソーシングの考え方があります。行政機関による直接的なサービスを減らしつつ、サービスの質的な維持向上を図っていくこととすれば、一つは仕組みとして、施設の状況がどうなっているのかを把握するデータベースを整備する必要があるのではないのでしょうか。

特に、地理情報と連動した空き施設や未利用地、未利用施設の検索機能を備えたデータベースの構築が必要だと思います。例えば文科省では学校の空き施設でそのようなデータベースを整備しており、地域振興に結び付く多様な用途への活用を実現させています。こうしたデータベースは、マッチングを促進させるなど、有効活用の環境整備として必要なのではないのでしょうか。

個別施設の問題についても触れますが、施設の一覧には、県民や企業が直接利用する集客施設、貸し館施設、社会教育施設があります。例えば、貸し館施設に関しては、会議室の利用が主な用途ですが、地域によっては民間の同様の施設が多く存在し、利用実態が低下しているのではないかと感じます。これらの施設の機能面や運用面から、県が所管・所有する必要があるのかを検証し、改善・改革を検討することも課題ではないかと思えます。

以上でございますが、何か委員の皆さん、付け加えることがあればいかがでしょうか。

もしよろしければ、まだ御意見あろうと思いますが、残された議題もありますので、この辺りで議論を終えたいと思います。

事務局におかれましては、本日の委員の皆さんの御意見を踏まえまして、ファシリティマネジメントの取組をさらに推進していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入りたいと思ひまして、2番目の外郭団体点検評価結果の検証、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今年度の外郭団体の点検評価結果につきまして、21ページのほうを御覧ください。

この点検評価につきましては、外郭団体等の効率的かつ能率的な運営を図るために、団体の必要性や経営の健全性等について、毎年度、外郭団体での自己点検と県の各所管課での評価を実施するとともに、当委員会における検証をお願いをしているところでございま

す。

資料の22ページから24ページにかけまして、本県の外郭団体の定義、それから外郭団体に対する県の指導監督権限等々について記載をしておりますが、こちらにつきましては例年御説明を申し上げているところでございますので、本日、説明のほうは割愛をさせていただきますが、また御確認をいただければと思います。

次の25ページ以降が、本年度実施をいたしました外郭団体の30団体の点検評価の結果となっております。事業成果、団体の必要性、経営の健全性について、良好、改善が必要、抜本的な改革が必要の3段階にて評価をしております。各団体ごとの評価結果の詳細につきましては別のファイルで皆様にはお配りしておりますが、令和6年度の外郭団体等の点検評価表で確認をいただければと思います。本日は、評価結果の全体像のほうについて御説明をいたします。

事業成果、団体の必要性等につきましては、昨年度から変動はございませんが、残りの経営の健全性につきましては、運用債券の見直しや減価償却資産の耐用期間終了に伴います減価償却費の減少等によりまして単年度収支が黒字化できたという団体がございまして、改善を要するとされた団体が減っているところでございます。

また、多くの団体は良好と評価をされておりますが、今回も抜本的な改革が必要な団体といたしまして、静岡県労働福祉事業協会と静岡県青少年会館が挙がっておりますので、この2団体の現状等につきまして御説明をいたします。

26ページのほうを御覧ください。一般財団法人静岡県青少年会館につきましては、既に解散方針が決定されており、解散に向けた調整が進められているというところではございますが、まずは、本年度の点検評価について概略を御報告をいたします。

事業成果につきましては、前年に比して一定の評価がなされたところではございますが、団体の必要性と経営の健全性につきましては、引き続き抜本的な改革が必要と評されたところです。

団体の必要性につきましては、会館の会議室の稼働率が引き続き低迷をしているほか、設立目的に合った指導要請や研修等の事業展開もなかなかできておらず、自主的な運営が困難になっていること、それから、経営の健全性につきましては、収入の柱である会議室貸付収入が毎年度減少するなど、単年度収支は赤字で現金の不足を補うための積立金を取り崩すなど、不安定な経営を続けている状況であることなどから、各々こういった評価となっております。

次の27ページにもありますとおり、静岡県青少年会館につきましては、これまでも当委員会で御議論いただきまして、関係機関と調整し解散に向け着実に手続を進めてほしい、

それから、団体のソフト事業の代替策の確保について、関係団体と適切に調整を行ってほしいというような御意見をいただいております。

次の28ページにこれまでの対応経緯を時系列でまとめておりますが、本日は主に今年度の動向について御説明をいたします。県教育委員会事務局におきましては、当委員会でもいただいた御意見も踏まえ、解散に向け、青少年会館に入居する団体の移転先について協議してまいりましたが、財団から今年9月に提出をされました移転案に関する報告書におきましても、移転先、移転時期ともに不明確な内容であったということでございました。そのため、財団に対しまして、報告書の内容を踏まえると、賃貸契約期間が満了する令和7年3月31日に契約更新することはできない旨の説明をし、借地借家法第34条に基づいた今年度末の契約終了について財団に通知をしたと。

また、翌月、10月になりますが、入居する4団体の中の1団体、ボーイスカウト静岡県連盟でございますが、こちらは静岡市内の民間施設へ今年度中に移転することが決まったという報告を受けたということでございまして、残り3団体の移転に向けた動きを進めるため、各団体と個別に協議をしていくとともに、解散時期につきまして、引き続き財団と調整を行ってまいりますということでございました。

また、入居団体が移転した後の現在の財団の機能である県の青少年健全育成施策の在り方及び新たな活動拠点の在り方、青少年センター構想という名前でございますけれども、こちらにつきましても、令和5年度4月から財団と協議を重ねているということでございました。

次に、29ページを御覧ください。静岡県労働福祉事業協会でございます。こちらにつきましては、一昨年度まで事業成果と経営の健全性について抜本的な改革が必要とされておりました。昨年度は、令和4年度末に策定されました、おおとり荘新中期経営改善計画の推進を図ることとしたことなどから改善を要するとの評価となっておりますが、今年度の評価は一昨年度までと同様に抜本的な改革が必要となっております。

30ページの下段にもございますように、昨年当委員会におきまして、おおとり荘については経営動向を注視して、おおとり荘新中期経営改善計画の着実な実行をチェックしていく必要があるといった御意見をいただいたところでございます。本日は、所管課の経済産業部労働雇用政策課から法人のおおとり荘新中期経営改善計画の進捗等について御説明をいたします。

それでは、八木労働政策課長、よろしくお願いいたします。

【事務局】

労働雇用政策課長の八木でございます。昨年度に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

それでは、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会につきまして、御説明をいたします。本日は、点検評価表に基づきまして、事業協会の経営状況及び令和4年度に策定いたしましたおとり荘新中期経営改善計画の進捗状況に加え、昨年度、この委員会で皆様からいただきました御意見を踏まえまして、県として今年度取り組んでまいりましたことについて御説明をさせていただきます。

それでは、初めに資料、点検評価表1ページを御覧ください。団体の概要等、既に皆様、御承知のことも多いと存じますので、基本的なことについての説明は割愛をさせていただきます。

まず、団体の必要性でございます。昭和39年に設立された事業協会は、勤労者及びその家族に対し総合的な福祉事業を行うことにより、県民福祉の増進に寄与することを目的としており、県内の中小・小規模企業の勤労者及びその家族に対する支援を通じて、地域経済の活性化、雇用拡大とする役割を果たしてまいりました。平成24年度には、公益法人制度改正に伴い一般財団法人に移行してございまして、おとり荘の宿泊事業につきましては公益目的として継続する事業として位置づけられており、現在、公益目的支出計画を実施をしております。

2ページの5、事業成果指標を御覧ください。公益事業となっているおとり荘の宿泊人員でございますが、令和4年度は、観光支援事業等の積極的な活用等により、目標を上回る1万1,544人となり年度目標を達成してございましたが、令和5年度は、会議や研修人員が増加し目標は達成しているものの、公益事業となっている宿泊人員が目標値を下回っております。

労政会館の利用率については、緩やかではありますが回復傾向にあります。会議のオンライン化が進むなど、利用ニーズに大きな変化が生じておりますことから、引き続き利用促進に向けた取組が必要であります。

事業成果指標の評価につきましてはAまたはBとなっておりますが、総括評価につきましては、おとり荘の宿泊人員が目標未達成であること、また、平成27年度以降、キャッシュフロー上では赤字が続いてございまして、特に令和5年度は、平成元年度に次ぐ赤字であったということもあり、昨年度の改善を要するから抜本的な改革が必要と評価が後退している状況にあります。

次に、4ページを御覧ください。法人が実施しております事業は、大きく公益目的事業、収益事業等に分類されております。おとり荘事業につきましては、宿泊事業が公益的事業と位置づけられてございまして、サービスを低廉に提供しつつ、宿泊に付随する飲食費等

で収益を上げることにより事業を継続することとなっております。

財務状況につきましてでございますが、令和5年度の単年度収支は5,870万4,000円のマイナス、経常損益は9,174万3,000円のマイナスになります。なお、経常損益のうち収益事業等の会計は599万9,000円のプラスとなっております。これは、おおとり荘の売上げ等の物販ですとか企画展等の販売等の収益によるものですが、売上げは伸びておらず、昨年度と比較すると減収となっております。また、法人会計は、1,000万4,000円のマイナスとなっております、これは有価証券評価額の増減によるものでございます。県の指定管理者として運営しております労政会館の収支につきましては均衡している状況です。

5ページを御覧ください。経営の健全性の総括評価といたしましては、キャッシュフローベースの赤字額が大幅に増加しており、赤字額の縮減には至っていないことから、今年度は抜本的な改革が必要と評価をしております。

次に6ページを御覧ください。団体改革の進捗状況についてでございます。事業協会では、令和4年度を初年度といたしまして、令和8年度までの5年間で収支における赤字解消を目指す収支目標や、建物の長期修繕計画が盛り込まれたおおとり荘新中期経営改善計画に沿った取組をしておりますので、その進捗状況について御説明いたします。

10ページのおおとり荘新中期経営改善計画概要版を御覧ください。(3)番、計画目標で示されております収支目標では、令和5年度は年間宿泊者数1万1,500人に対し、実績は1万811人となっております、目標達成に至っておりません。また、キャッシュフローベースでは500万円の黒字を目指すこととしておりますが、令和5年度は3,600万円のマイナスとなっております。収入目標については、目標に対し1億9,845万9,000円、支出目標についても目標に対し2億3,486万円となっております、いずれも目標達成には至っておりません。

事業協会といたしましては、目標達成に向け執行体制の強化やフレンドシップクラブの設置、経費削減等、具体的な実施項目を定めて取り組み、広報・宣伝費などにつきましては削減がなされているところもございますが、それ以上に全国旅行支援策の終了等により宿泊者数が伸び悩んでいること、近年、インターネットによる予約が増加しており、ネットエージェントに支払う手数料が増加したことにより大幅な赤字となっております、計画に遅れが見られる状況となっております。

14ページのおおとり荘施設改修計画を御覧ください。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっております、計画的な修繕の実施により経営の安定を図ることとしております。

21ページを御覧ください。5年間の実施計画を立てておりますけれども、施設の点検に

より経年劣化が明らかとなった館内非常灯の更新ですとか、散水栓漏水防止工事等を優先的に実施しております。令和5年度に予定しておりました工事につきましては、今後、利用者のニーズなどを考慮しながら順次実施していくこととしております。経営改善計画及び施設改修計画は、今年で3年目を迎えておりますが、課題が多く散見され、計画の進捗には大幅な遅れが生じております。

次に、点検評価表にお戻りいただきまして、7ページを御覧ください。これまで行政経営推進委員会の委員の皆様からいただいております御意見を踏まえた改善への取組について御説明いたします。事業協会といたしましては、おおとり荘新中期経営改善計画を着実に推進していくとしております。県といたしましては、法人の経営状況や改善計画の進捗状況、昨年度の行政経営推進委員会にていただきました御意見を踏まえ、事業協会に対する県の指導権限には制約がございますけれども、まずはおおとり荘の在り方について、これまで以上に踏み込んだ助言・指導を始めたところでございます。

具体的には、今年6月の理事会・評議員会に私がオブザーバーとして出席いたしまして、皆様からいただきました御意見を丁寧に説明いたしました。その中の御意見で、具体的な取組としてお示しいただきました専門家による経営分析の実施につきまして、事業協会に提案をいたしまして、その結果を踏まえて御検討いただくよう助言・指導いたしました。事業協会からは、県の助言を仰ぎながらおおとり荘の在り方検討について、令和7年3月の理事会・評議員会に、令和6年度の事業実績と併せて提示したいとの発言をいただいております。

今年度に入りまして、2回、県と事業協会でおおとり荘の分析経営の進め方についての協議を行いました。令和7年2月末をめどに経営分析等を完了することなどを確認しております。当課といたしましては、経営分析の進め方などを行政経営課、また行政経営推進委員会の吉村委員にも御相談をさせていただきながら、事業協会に対する助言・指導に取り組んでいるところでございます。まずは、令和7年3月の理事会・評議員会に向けて、おおとり荘の経営分析の結果が提示できるよう、事業協会をサポートするなど、おおとり荘の在り方検討に向けた取組に対する助言・指導を続けてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、各委員より御意見、御質問はございますでしょうか。

【吉村委員】

コメントの中で私の名前が出たので、どのような点でお手伝いさせていただいたかを簡

単に説明させていただきます。

ここは一般財団法人ですので、企業でいうところの純資産に相当する「正味財産」というものがあります。正味財産が2期連続で300万円未満になると、その組織を解散させる必要があります。

例えば、このままおおとり荘のキャッシュフローが悪化し続けると、純資産がどんどん減少してその状態になることが予見されます。遅かれ早かれ、そのような判断をしなければならぬデッドラインが存在します。そのため、少なくともそのデッドラインを明確にする中で、何を検討すべきかという段階にすら至っていないのが現状です。しかし、まずは検討することを議題に載せるべきだという判断のための資料を作成するために、専門家をご紹介させていただいたという経緯があります。

以上です。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。

長年にわたって継続して2つの団体の抜本的な改革が必要だという点検評価の結果が出ています。特に労働福祉事業協会については、先ほど八木課長からも説明がありましたが、大変苦勞されていることはよく理解しています。

労働福祉事業協会において、おおとり荘の宿泊事業は、主要事業として公益目的に位置づけられています。また、おおとり荘は、中小企業の労働者の福利厚生のために造られたものです。とはいえ、この宿泊事業の現況は、中小企業の労働者の福利厚生のためという公益目的に沿ったものであるかは疑問があります。

経営改善として、首都圏からお客さんを呼ぶ、外国人のインバウンドを増やすといった内容が書かれています、これが公益目的事業なのでしょうか。普通の民間宿泊事業者と変わらないのではないのでしょうか。もし、それをしなければ立て直せないとしても、立て直した場合には公益事業の定義に外れるのではないかと感じます。

本件について、吉村委員にもいろいろとご苦勞やご協力をいただいておりますが、そもそも県として外郭団体への関与に関する方針や監理等の仕組みがきちんと整備されているのか疑問です。私がホームページを見ただけの情報ですが、現在の鈴木知事が市長を務めた浜松市では、「外郭団体の設立および運営に対する関与の基本方針」を示しています。

具体的には、外郭団体の設立に対する市の関与の基準、既存の外郭団体の統廃合等の基準、外郭団体の運営に関する関与の基準、補助金支出等の基準、損失補償の基準、契約等の基準、職員派遣の基準、市職員の役員等就任の基準などが明確に記載されています。例

例えば、外郭団体の設立に関しては、民間法人を優先し、民間法人に対する事業の委託等ができない場合に限って外郭団体の設立を行うと明記されています。

さらに、設立の基準には、外郭団体の廃止の事由および時期をできる限り明示することが含まれています。具体的な理由としては、外郭団体の行う事業に関する行政需要の低下、社会情勢の変化、事業の終了などがありますが、設立の際に、廃止等についても明示するよう定めているのです。

統廃合の基準についても定められています。外郭団体の廃止、類似同種団体の統合、適切な経営形態への変更、社会情勢の変化で外郭団体が主として行う事業が収益事業となった場合には、公益性を高める措置や適正な経営形態の変更など必要な措置を検討することが求められています。実際に、浜松市では、外郭団体の解散、統合などの事例も記載されています。

もし県でこのような関与の方針や監理基準が明確でないとすると、そもそも外郭団体は県の業務を代行、補助する役割を果たしているわけです。つまり、県のアウトソーシングの一環としての代行業務を行っています。この代行業務が経営の悪化などによって本来の目的を果たせなくなると、県の政策に大きな影響を与えることになります。

せっかく県が進めようとしている政策が実行できなくなるという点を考えると、例えば、大阪市では「外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」を制定しています。本県でも、このような基本方針や基準等を文書化し、どの課でもそれに基づいてマネジメントできる体制、仕組みを整えることが望ましいと思います。

もし既にそのような方針や基準が明確であれば大変望ましいのですが、十分でない場合には一度整備を検討する必要があるのではないかと思います。これまで同じような話を続けてきましたが、この点についても考慮いただきたいと思います。

他にはいかがでしょう。

【大坪顧問】

いろいろな論点からきちんとした議論が行われていると思いますが、少し飛躍したことを申し上げます。こういった部門で働いている人の年収はどれくらいでしょうか。実は年収の壁というものが、ある程度の年収を得られなくなると人はその職場から離れてしまいます。人口減少と人手不足が進む中で、高い給料を払えない限り、自然に淘汰されることになります。もしこの分野で働いている人の年収が300万円から400万円以下であれば、働く意欲が上がらず、生産性も向上せず、後継者も出てこないでしょう。その結果、継続が難しくなり、自然に消滅する現象が起こると思います。

これは産業界でも既に起こり始めている現象です。高い給料を払えない産業には人が集まらず、自然に淘汰されます。では、給与を高くするためにはどうすれば良いかというと、生産性を高め、付加価値の高い仕事に転換する必要があります。それができるかどうかが問われると思います。

現在、県や地方自治体でも問題となっているのは、小学校・中学校の先生が不足していることです。成り手がいないのです。小学校・中学校の先生の年収は高く、働く意欲も高い。しかし、労働時間などに対してその年収では低すぎるため、成り手が減少しています

同じことが他の分野でも起こり得ます。いつの間にか、ドアを開けたら誰もいなかったという状況が現実になり得るのです。そうしたことも考慮しながら、今後の改革を進める必要があると思います

違った分野として、私が現在取り組んでいる農業についてお話しします。農業には、高い収益を上げている人もいます。例えば、大型化している農業経営者の中には、年収が1億円近い人もいます。しかし、山間部で農業を営む人々の年収は非常に低く、子育てや子供の大学進学も難しいという現状があります。

このような状況をどう改革していくかが課題です。農業も自然に後継者がいなくなってしまう。

おおとり荘のような問題についても同様です。観光業が盛んで宿泊業が一見良いように見えても、実は民泊や民宿のような宿泊施設は減少しています。同じことがおおとり荘でも起こり得ると感じます。このような問題をどう解決するかは、社会福祉行政の課題かもしれないですが、現実存在する問題として捉える必要があります。

【佐藤委員長】

山田委員どうぞ。

【山田委員】

大変厳しい経営状況だというのは数字上も明らかですが、設立目的が中小企業の方々のQOL（生活の質）改善や福利厚生にあるとすれば、中小企業の方々がどれくらい利用されているのが重要です。おおとり荘の料金を見ましたが、この料金で中小企業の方々が本当に泊まっているのか疑問です。おおとり荘の料金は、近隣の宿泊施設と比べてもそれほど安いわけではありません。この料金であれば、他の宿泊施設を選ぶことも考えられます。そうすると、中小企業のために設立されたおおとり荘が本当に目的を果たしているのか疑問です。中小企業のためになっているのであれば、県も支援を行うべきだと思いますが、この点についてお聞きしたいです。

【事務局】

設立当初は、中小企業の方々の研修などに多く利用されており、宿泊を伴う研修が主な運営形態でした。しかし、時代の変化とともに企業の宿泊研修は特にコロナ禍を経て減少し、オンライン研修が普及してきています。現在では、自宅で好きな時間に研修を受けることが可能となっており、環境が大きく変わってきていると感じます。

私どもとしては、中小企業のための施設であることから、中小企業であることが分かる名刺などを提示していただければ割引を行う取り組みを進めています。しかし、従前のような中小企業の方々による宿泊や研修の件数はかなり減少している状況です。

【山田委員】

少し厳しい意見かもしれませんが、構造改革の際によく議論されるのは、「なくてはならないもの」か「あったほうが良いもの」かという点です。中小企業の方々にとって、「なくてはならないもの」であれば、それは県としても県民生活の向上に繋がるものとはなりますが、そうではないのであれば、厳しい判断が必要かもしれません。

【小野委員長代理】

先ほど浜松市の話が出ましたが、私は浜松市のファシリティマネジメントの委員を務めていた時期があり、その時も同様の意見が出ていました。かつては重要だったが、現在ではニーズが減少している施設は、その施設は誰のためにあるのかを考え、役割を果たしたと整理することもあるかもしれません。今ある施設をどう存続させるかというのは、本来、県行政が行うべき役割では無いのかもしれない。

浜松市の話为例に挙げましたが、その時によく言われたのが、「なくなって困る人がいるのか」という議論です。例えば、昔は風呂がない家が多かったので銭湯が必要でしたが、今では各家庭に風呂があるため、銭湯の利用者が減りました。そうすると、銭湯がなくなって困る人がいるのかという議論になります。行政でも、ある施設へのニーズがあったとして、その施設が無くなることによって、「誰が困るのか」という話だと思います。

そして、中には、他に代替するものがたくさんあって、廃止しても誰も困らないようなものもあるということです。おおとり荘が旅行代理店のオンライン旅行エージェントに登録されているのなら、他の民間宿泊施設と同じように比較されていると思いますが、こうなると、民間企業の仕事と差がありません。

私が最初に言った「エグジット（退出戦略）」についてですが、設備更新の時期が来たときに何億円もかけてボイラーや配管の更新、耐震補強を行う意味があるのかという問題があります。例えば、設備更新の時期に合わせて終わりにするというストーリーを話し合

うことも重要です。

厳しい言い方かもしれませんが、民間企業であれば既に終わっているかもしれません。

よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】

いろいろご意見をいただきましたが、県がどこまで関与できるかという基準がはっきりしていないので、経営のやり方で専門家を紹介することは効果的ですが、それ以上抜本的な改革に関与できるのかという点では難しい面があります。

何度も同じような話が出ていますが、福利厚生施設としての宿泊・保養所に対する労働者のニーズ変化や必要性の低下が進んでいる中で、基本的に外郭団体の形態で事業を存続し、経営支援する意味があるのかどうかという議論が出てきますが、統廃合や運営に関する基準がはっきりしないため、曖昧なままにやっている状況が続いています。この点を明確にする時期が来ているのではないかと感じます。

【佐藤委員長】

金川委員、お願いします。

【金川委員】

この問題については本委員会で長年ずっと議論されていますが、青少年会館に関しては、以前にも申し上げたように、なくなった場合には青少年の健全育成という機能を他の施設等がきちんと引き継ぐべきだと思います。一方、おおとり荘に関しては、大坪先生からも質問があったと思いますが、働いているプロパー職員は何人くらいいて、どのくらいの給与水準なのか、雇用問題についてあまり議論されていなかったように感じます。

私もかつて県の外郭団体にいたことがあります。プロパー職員の給与は県職員の給与に忠実に合わせて設定されているのが現状ではないかと思っています。また、終身雇用の中で、外郭団体のプロパー職員は県職員並みの待遇を受けることが多く、定年まで働けるということが入ってきた人たちが多くいます。

行革の流れの中で廃止するのは仕方ないことですが、雇用問題については丁寧に対応する必要があると考えます。この点について、どのようにお考えでしょうか。ご回答をお願いします。

【佐藤委員長】

事務局より、ご回答をお願いします。

【事務局】

職員の状況についてですが、給与の水準等の詳細な情報は現時点で提示されておりませんので、この場で具体的な説明をすることはできません。

【佐藤委員長】

パートの方が多いのでしょうか。

【事務局】

法人には、県のOBも何人かおられますけれども、どちらかというとおおとり荘はパートの職員が多いような状況になっております。

【金川委員】

プロパー職員はおられないのでしょうか。

【事務局】

支配人等は常勤の勤務になっているかと思えます。

【金川委員】

県からの出向職員は、廃止後に県に戻ることはできますので、大きな問題にはならないかもしれませんが、雇用問題は非常に重要ですので、しっかりと手当てをして進めていただきたいというのが私の申し上げたい点意見です。

【小野委員長代理】

この宿泊施設は県に1つだけですよね。もともとたくさんあって、徐々に廃止して最後に1つだけ残っているのか、それとも最初から1つだけ運営していたのか、どちらなのでしょう。

例えば、かんぽの宿のように国がたくさんの施設を運営し、その後処分したケースもありました。この宿泊施設が、もともと県内に複数存在し、うまくいかないものを廃止して最後に1つだけ残っているのか、あるいは最初から1つだけ運営していたのか、その経緯について教えていただけますか。

【事務局】

幾つか保養施設を保有しておりましたが、徐々に廃止していき、現在は1つだけが残っている状況です。

【小野委員長代理】

この場所に残っているというだけで、特にここで運営を行いたかったというわけではないのですね。他にも幾つかの保養施設を中小企業の方々の利用施設として想定していたということですね。

【佐藤委員長】

労働福祉事業協会としては、ここしかなかったのでしょうか。当初から他にもあったのでしょうか。研修を行うだけであれば、労政会館が東中西にありますし。

【事務局】

過去に保有していた施設としては、浜岡荘、むらくし荘、富士ハイツなどがありましたが、これらは時期が来て営業廃止となりました。

【佐藤委員長】

こういった施設の特異な点は、建設費を全て県が出捐しているということです。寄附しているわけです。これがなければ、この施設は存在しません。ほぼ100%出捐金で建設されています。他の施設も出捐金で建てているのでしょうか。

【事務局】

それぞれの施設には出捐金がありました。

【佐藤委員長】

その出捐金は県の財産になっているはずですが、それはどうなっているのでしょうか。

【事務局】

平成10年頃から出捐金の処理がされており、浜岡荘は平成9年に営業を廃止、むらくし荘は平成12年に廃止、富士ハイツは平成21年に閉館しております。

【佐藤委員長】

分かりました。今後どうすべきかについて何かありますか。難しい話だと思いますが。吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】

中小企業の勤務者のQOLを確保するという団体の趣旨のために事業を存続したいのであれば、旅館業としてではなく、中小企業の勤務者のQOLがどれだけ向上しているかという指標で評価すべきです。

例えば、中小企業の名刺を提示すれば割引があるという話がありますので、その数字を

カウントし、全体の宿泊者の中でどれだけの割合を占めているかを示す必要があるのではないのでしょうか。年度ごとに中小企業の勤務者が何人宿泊しているのか、その数字を開示していただき、その上で、出捐している内容やミッションの達成レベルを議論するべきかと思います。

【山田委員】

私も先ほど質問しましたが、回答がなかったので、おそらく集計がないのだろうと思います。中小企業の人々が年間でどれだけ利用しているのか、その割合は気になるところです。また、年間6,000万円ほど赤字が出ているので、単純に言えば、その額を中小企業の方に直接支援する方が良いのではないかという考え方もあるのではないかと思います。

【佐藤委員長】

中小企業の従業員の福利厚生という点で、おおとり荘が公益目的事業として認定されています。どこかが認定しているわけですが、その基準や認定の経緯はよく分かりませんが、公益事業として認定されていることは事実です。

【事務局】

おおとり荘は公益事業として認定されているので、この宿泊事業を廃止するには、変更の申請が必要であり、認められなければ廃止はできません。何か他の公益目的で実施する事業に変更することは可能ですが、それにも手続きと時間がかかります。県としては、まずは協会の理事会・評議員会でこの点を踏まえた議論を行っていただくよう、助言・指導を進めているところです。

【大坪顧問】

違った立場から発言させていただきます。中小企業で働く人たちに対して、どのような研修を提供しようとしているのでしょうか。また、中小企業の経営者たちは本当に自分の社員を研修させたいと思っているのでしょうか。今後、どのような研修を行うかは非常に重要なテーマです。

私も大学でいろいろなプロジェクトを組んでおり、意外な発見も多いです。例えば藤枝に市民大学を設立したところ、土曜日や日曜日には教室が足りないほどの参加者がいます。ただ、中小企業の経営者に学んでもらいたいコースも設けていますが、そこにはあまり参加者が見られないこともあります。資格講座を設けて中小企業の人に経営を学んでもらう試みもありますが、なかなか集まりません。

ただ、中小企業の経営者がプロフェッショナルな能力を持ち、社員を育成する体系を作らない限り、中小企業の未来はないと思います。大企業はビジネススクールに派遣したり、

大学に通わせたりといった取り組みを行っていますが、中小企業の経営者にはそういった意識が乏しいのが現状です。

将来の静岡県の中小企業をどうするかという政策をしっかりと立て、中小企業のためのビジネススクールや研修の仕組みを確立することが重要な施策ではないかと思います。

【佐藤委員長】

ありがとうございました。確かにその通りです。最近ではリスクリングの重要性や中小企業の経営者がどうあるべきかという問題が大きな課題となっています。

【大坪顧問】

教育も含めて非常に重要な問題だと思います。

【佐藤委員長】

多くの議論が交わされましたが、全体的な外郭団体の評価としては、コロナが終息したこともあり、集客施設を中心に少しずつ改善が見られるとの評価ができます。青少年会館についても、一定の基準を設けて進めている点は評価できると思います。

おとり荘の問題にはさまざまな課題が含まれているため、再度よく整理していただき、県としてどのような対応を取るべきか、しっかりと方針を考えて改革を促進いただくことが望まれると思います。よろしく願いいたします。

色々なご意見ありがとうございました。まだお話ししたいことがあると思いますが、予定の時間が迫っておりますので、この辺りで議論を終えたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。それでは、議事の進行を事務局へお返しします。

【司会】

佐藤委員長、ありがとうございました。

最後に、皆さんにご連絡をいたします。第3回の委員会は2月に開催を予定しております。先日、皆さんに予定確認のメールを送らせていただきましたので、まだご回答いただいていない方はご確認の上、ご回答いただければと思います。既にご回答いただいた方もいらっしゃいますが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回静岡県行政経営推進委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —